

2015年(平成27年)4月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

子育て世帯臨時特例給付金に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略, 目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2015年(平成27年)3月27日付けで諮問(第724号)された子育て世帯臨時特例給付金に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略, 目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第4項の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると, 本事務の実施に当たり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人に通知を省略する合理的理由, 目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

子育て世帯臨時特例給付金事業は, 平成26年4月1日から消費税及び地方

消費税が5%から8%へ引き上げられることに伴い、平成25年12月5日の「好循環実現のための経済対策」の閣議決定により、子育て世帯に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として国全体で子育て世帯臨時特例給付金(以下「給付金」という。)の給付措置が市町村において実施されたものである。本市においても子育て給付課が担当課となり国から補助金を受け、対象となる市民に給付金支給事業を行った。

当初は平成26年度限定の事業であった(平成26年4月10日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第645号にて承認済み。)が、平成27年1月14日の「平成27年度一般会計予算案等について」の閣議決定により平成27年度においても継続されることが決定した。(支給対象者および支給額の詳細は別紙1のとおり。)

平成27年度において給付金の支給対象となるのは平成27年6月分児童手当の受給者であるため、支給手続きについては児童手当の現況届と同時に行うことにより手続きの簡素化を図るよう国からの通知で示されている。

本市においても児童手当現況届と同時に受付を行うために、子育て給付課で管理している児童手当の受給者データを利用し、児童手当現況届と同時に申請書を送付する方法としたい。なお、電子申請によっても受付を行うが、従来児童手当現況届において行っているものは2005年3月16日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第143号で承認済みである。

以上の業務を行うことから、平成27年度についても平成26年度と同様に児童手当の支給事務において保有している個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴い本人通知を省略すること、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴い本人通知を省略すること及びコンピュータ処理することについて藤沢市個人情報保護制度運営審議会に意見を求めるものである。

(2) 本人以外のものから収集し、目的外利用する個人情報の項目

ア 児童手当受給者に関する個人情報

住所、氏名、生年月日、性別、口座情報、対象児童の住所、氏名、生年月日、性別

イ 対象者 平成27年度現況届の発送対象者

ウ 所管課 子育て給付課

エ 事務の名称 児童手当に関すること

(3) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び個人情報を目的外に利用する必要性について

本市からの給付金申請書発送対象者は約36,000世帯と想定しており、一定期間内に約36,000世帯の児童手当受給者に関する情報を直接本人から情報を収集することは、時間・労力・費用を莫大に費やすことになり、給付事業の目的達成が困難になるため、個人情報を本人以外のものから収集する必要がある。また、給付金の申請については速やかに支給を決定する必要があることから、子育て給付課が管理する支給要件に関する情報を収集し、目的外に利用する必要がある。

(4) 個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び個人情報をも目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

本市からの給付金申請書発送対象者は約36,000世帯と想定しており、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理に著しい支障が生じることから、個別の通知は省略したい。なお、本人以外から収集すること及び目的外に利用することについては広報等で周知を図る。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性

給付金申請の審査については、国の制度の目的から、迅速かつ正確な事務処理を求められ、本市での処理件数は約39,000世帯分と想定しているため、手作業での処理は困難であり、コンピュータによる処理が必要であるとする。その膨大な事務を行うため、専門の業者に委託し、効率的な事務の運用を図りたい。また、市民の負担軽減及び利便性向上を図るとともに行政事務の効率を図るため、平成27年度から電子申請による受付を行う。

業務委託を行う項目

(ア) 給付金の申請内容のデータ化（公務員からの申請書のみ）

(イ) 決定データに基づく支給・不支給決定通知の送付

イ コンピュータ処理に利用する項目

(ア) 申請内容

住所，氏名，生年月日，性別，電話番号，振込口座

(イ) 支給決定通知書

住所，氏名，振込口座

(ウ) 不支給決定通知書

住所，氏名

ウ 安全対策

(ア) 子育て給付課の安全対策

(a) 子育て給付課に提供されるデータのうち、上記(5)イのデータについては、IT推進課に依頼し、各基幹システムから抽出を行い、直接IT推進課に設置されているネットワークサーバに保存する。

(b) 提供されたファイルについてはパスワード設定を行うと共に、IT推進課に設置されているネットワークサーバ内にある給付管理システムに取り込み使用する。ネットワークサーバにアクセスする際は生体認証を設定すると共に、ネットワークサーバに接続する際及び給付管理システムにもパスワードを設定し、使用を所属長に許可された必要最小限の子育て給付課職員に限定する。

(c) 媒体については管理責任者を定め、鍵のかかるキャビネット等で管理し、データの使用終了後は速やかにデータを消去する。

(d) また、給付金業務終了後(平成28年3月を予定)、提供されたファイルについては業務系端末のネットワークドライブから消去し、使用できないようにする。

- (e) 事務を行う事務所については、業務時間以外は第三者が入れないよう施錠を行うと共にフロア全体を機械警備する。
- (f) やむを得ず紙に出力したデータについては、作業室内でシュレッダーなどにより確実に速やかに廃棄する。
- (1) 受託者の安全対策
 - (a) プライバシーマーク及びI S M S又はこれと同等と市が認める資格を取得していること
 - (b) 作業場所が機械警備・監視カメラ・有人監視・I Dカードの導入等によるセキュリティ管理がなされていること。
 - (c) サーバーを管理している保管施設への入退室は関係職員のみ限定し、入退室の状況を記録すること。
 - (d) 業務責任者及び従事者についての名簿を提出すること。
 - (e) 作業現場への職員の立会いが可能であること。さらに緊急時や確認が必要なときに、藤沢市役所から公共交通機関により2時間以内で移動可能な場所に作業場所を設置すること。
 - (f) 端末操作についてはユーザーI D及び暗証番号による認証を行い、端末操作を関係職員に限定すること。
 - (g) 暗証番号は定期的に変更すると共に操作の状況を記録すること。
 - (h) 個人情報とは端末には保存せず、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバーで一括管理すること。
 - (i) 作業を行う端末等については外部ネットワークと接続しないこと。
 - (j) 端末については、コンピュータウイルス対策ソフトを利用し、最新のウイルスパターンを適用し、ウイルス対策を施すこと。
 - (k) やむを得ず紙に出力したデータについては、作業室内でシュレッダーなどにより確実に速やかに廃棄すること。
 - (l) データの受け渡しについては、パスワード管理や生体認証などが可能な媒体を使用し、双方の職員同士が直接受け渡しを行うと共に、媒体については紛失しないよう施錠が可能な専用ケース等に収納して複数人で運搬する。また、その際には受け渡し簿を作成し、双方で確認する。運搬車両はコンテナ積載型、ワゴンタイプ等積み荷に対して施錠管理のできるものを使用する。
 - (m) 通知書等を運搬する際は容器に収納し、事故等の際にも散乱しないよう、措置を講ずること。
 - (n) 業務委託後は速やかにデータを消去し、記録媒体等があるときは、専用ソフトでデータ消去し完全に復元できないようにするか、シュレッダーなどにより、データを復元できないように処理をして廃棄すること。また、その際は廃棄証明書を提出すること。
 - (o) 提供する情報については、市の許諾なくして複写又は複製しないこと。
 - (p) 関係職員については個人情報に関する必要な研修及び指導を行うと共に、個人情報管理が適正に行われているか点検を行うこと。
 - (q) 守秘義務違反に関する責任の所在を明確にするとともに、業務従事者

に周知徹底すること。

(r) 取り扱う全ての情報に対して、不正な持ち出し、改ざん、破壊、紛失、漏洩などが行われないよう管理を徹底すること。

以上、個人情報を取り扱う場合については「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」、「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

エ 電子申請について

(ア) 給付金支給対象者に送付する申請書は児童手当現況届と同時に受付を行う申請様式となっており、また児童手当現況届については現在、電子申請での受付を行っている。(2005年3月16日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第143号で承認済み。)

そのため、市民の負担軽減及び利便性向上を図るとともに行政事務の効率を図るため、電子申請においても給付金申請と現況届を同時に受付する様式としたい。

(イ) 電子申請・届出システムで取扱う申請書情報について

電子申請で取り扱う申請書情報は、児童手当・特例給付現況届の申請書情報に子育て世帯臨時特例給付金の対象児童数、申請額・請求額及び申請・請求者氏名を追加する。

(ウ) システムの安全性について

(a) ネットワーク

電子申請システムは利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがF/W(ファイアウォール)等により十分に確保され、インターネット通信はSSLを利用した暗号化により情報の外部漏えいを防ぐ。

職員は専用回線の総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用し、システムのログインにはF/Wによるセキュリティが確保され、LGWANについても暗号化が図られ、LGWANと庁内の情報系ネットワークの接続についてもF/Wによるセキュリティ管理が行われる。

(b) 施設要件

電子申請システムのインターネットデータセンター施設は「情報システム安全対策基準」への適合および「LGWAN-ASP」の必要条件を満たしている。

(c) 管理基準

サービス提供事業者のセキュリティポリシーが管理基準となっている。

運用・保守業務は国際標準規格のITILに基づき構築し、SLM(サービスレベルマネジメント)を行っている。SLMについては、ISO9001に適合するよう管理策を構築し、運用・保守業務に係る個人情報保護対策および情報セキュリティ対策については、ISO15001とISO/IEC27001(ISMS)に基づく体系的な管理策を構築している。また、プライバシーマーク制度の使用許諾事業者認定も取得している。

(6) 実施時期

2015年(平成27年)4月から2016年(平成28年)3月まで、及び継続実施された場合は国が示す終了時期まで

(7) 提出資料

- ア 別紙1 支給対象者について
- イ 別紙2 コンピュータ処理に利用する項目
- ウ 資料1 「子育て世帯臨時特例給付金に係る予算等について」平成27年1月15日付通知
- エ 資料2 「平成27年度子育て世帯臨時特例給付金の実施について」の新旧対照表(案)
- オ 資料3 子育て世帯臨時特例給付金申請の流れ
- カ 資料4 子育て世帯臨時特例給付金管理システム構成図
- キ 資料5 給付金支給業務委託仕様書(案)
- ク 資料6 児童手当・特例給付現況届及び子育て世帯臨時特例給付金申請書(請求書)案
- ケ 資料7 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について、次のように述べている。

本市からの給付金申請書発送対象者は約36,000世帯と想定されており、一定期間内に約36,000世帯の児童手当受給者に関する情報を直接本人から情報を収集することは、時間・労力・費用を莫大に費やすことになり、給付事業の目的達成が困難になるため、個人情報を本人以外のものから収集する必要がある。また、給付金の申請については速やかに支給を決定する必要があることから、子育て給付課が管理する支給要件に関する情報を収集し、目的外に利用する必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集することに伴い本人通知を省略する理由及び目的外に利用することに伴い本人通知を省略する必要性について次のように述べている。

本市からの給付金申請書発送対象者は約36,000世帯と想定されており、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理に著しい支障が生じることから、個別の通知は省略したい、とのことである。なお、本人以外から収集すること及び目的外に利用することについて

は広報等で周知を図る，とのことである。

以上のことから判断すると，個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理を行うことについて

実施機関は，コンピュータ処理を行う必要性について，次のように述べている。

ア コンピュータ処理の必要性について

給付金申請の審査については，国の制度の目的から，迅速かつ正確な事務処理を求められ，本市での処理件数は約39,000世帯分と想定しているため，手作業での処理は困難である，とのことである。

以上のことから判断すると，コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関が2 説明要旨(5)ウ(ア)(a)から(f)及び(5)ウ(イ)(a)から(r)において示す安全対策は，次のとおりである。

(ア) 実施機関の安全対策

- (a) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 (ア)(a)
- (b) データ媒体の紛失を防ぐための措置 (ア)(c)
- (c) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (ア)(b)
- (d) 利用後にデータを確実に消去するための措置 (ア)(c)，(d)
- (e) 日常的な安全対策 (ア)(e)，(f)

(イ) 受託者の安全対策

- (a) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (イ)(b)，(f)
- (b) 利用後にデータを消去するための措置 (イ)(k)，(n)
- (c) 必要最小限の従事者以外の者によるデータの外部への持ち出しを防止するための措置 (イ)(r)
- (d) データ媒体の安全性を高めるための措置 (イ)(l)
- (e) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 (イ)(i)，(j)
- (f) 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置
(イ)(a)，(d)，(e)，(p)，(q)
- (g) その他受託者の安全対策を高めるための措置 (イ)(b)，(c)，(m)
- (h) 日常的な安全対策 (イ)(g)，(h)，(o)

以上に加え，個人情報を取り扱う場合については「藤沢市個人情報の保護に関する条例」，「藤沢市情報セキュリティポリシー<基本方針>」，「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」，「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し，個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると，安全対策上の措置が施されていると認められる。

ウ 電子申請について

実施機関は、電子申請を行う必要性について、次のように述べている。

(ア) 電子申請を行う必要性について

給付金支給対象者に送付する申請書は児童手当現況届と同時に受付を行う申請様式となっており、また児童手当現況届については現在、電子申請での受付を行っている。そのため、市民の負担軽減及び利便性向上を図るとともに行政事務の効率を図るため、電子申請においても給付金申請と現況届を同時に受付する様式としたい、とのことである。

以上のことから判断すると、電子申請を行う必要性があると認められる。

(イ) 安全対策について

実施機関では、以下の安全対策を講じている。

(a) ネットワークの安全性について

電子申請システムは利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがF/W(ファイアウォール)等により十分に確保され、インターネット通信はSSLを利用した暗号化により情報の外部漏えいを防ぐ。

職員は専用回線の総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用し、システムのログインにはF/Wによるセキュリティが確保され、LGWANについても暗号化が図られ、LGWANと庁内の情報系ネットワークの接続についてもF/Wによるセキュリティ管理が行われる。

(b) 施設要件

電子申請システムのインターネットデータセンター施設は「情報システム安全対策基準」への適合および「LWAN-ASP」の必要条件を満たしている。

(c) 管理基準

サービス提供事業者のセキュリティポリシーが管理基準となっている。

運用・保守業務は国際標準規格のITILに基づき構築し、SLM(サービスレベルマネジメント)を行っている。SLMについては、ISO9001に適合するよう管理策を構築し、運用・保守業務に係る個人情報保護対策および情報セキュリティ対策については、ISO15001とISO/IEC27001(ISMS)に基づく体系的な管理策を構築している。また、プライバシーマーク制度の使用許諾事業者認定も取得している。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上